

新規返礼品提供事業者募集について

政 策 企 画 課
ふるさと納税推進室

富士河口湖町では下記 5 つの事業を定め、地方創生策の一つとして平成 20 年度から始まったふるさと納税制度を活用してそれに対する寄附金を募っています。寄附者には返礼として富士河口湖町ならではの特産品等をお贈りしており、町では返礼品を提供する事業者を募集しております。

- (1) 子ども支援事業
- (2) まちづくり支援事業
- (3) 環境保全支援事業
- (4) スポーツ・文化振興支援事業
- (5) その他目的達成のために町長が必要と認める事業

寄附者自らが事業を選択することによって意見を反映し、多くの人々が参加する魅力あるふるさとづくりに資することを目的としておりますが、返礼品として地場産品を進呈することで町外在住の個人に地場産業の P R および販路拡大の機会を作ることも目的としています。

近年では感染症拡大による巣ごもり需要やメディア等で取り上げられる機会も増え、ふるさと納税による寄附金額は全国的に増加傾向にあります。

返礼品について

令和元年度から運用が開始された「[ふるさと納税に係る指定制度](#)」（総務省）により、地方自治体のふるさと納税返礼品は原則として当該自治体の地場産品等でなければならないこととされており、町が取り扱うことができる返礼品は下記に該当する品目に限られます。

- (1) 富士河口湖町内で生産されたもの
- (2) 富士河口湖町内で生産されたものを主原料としたもの
- (3) 富士河口湖町内で製造、加工の主な工程を行ったもの
- (4) 富士河口湖町内で生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内にお

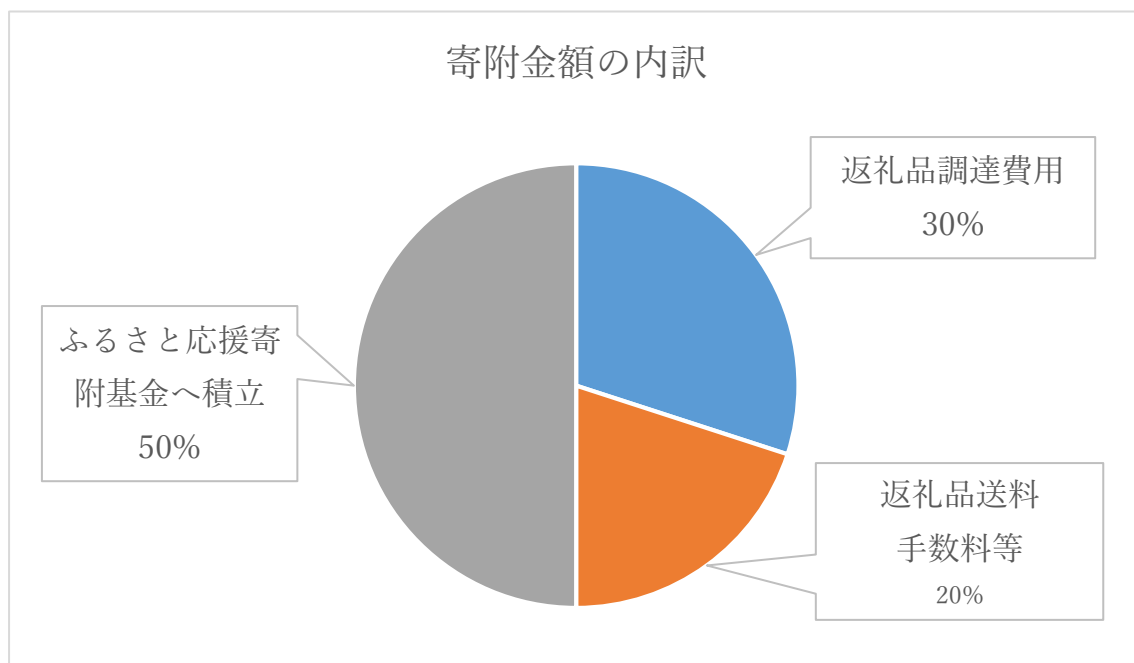
いて生産されたものと混在したもの(ただし、流通構造上、混在することが避けられない場合に限る)

- (5) 富士河口湖町をPRする目的で生産されたキャラクターグッズ、オリジナルグッズであり、町独自の返礼品であることが明白なもの
- (6) 上記(1)から(5)に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるもの
- (7) 主に富士河口湖町内において提供される役務(宿泊や食事等を含む)
- (8) 山梨県または近隣市町村の地場産品であって自治体間の協議によって相互に取り扱うことに合意がなされたもの
- (9) 災害等によって前記の返礼品が提供することができなくなった場合に代替の品として提供されるもの

寄附金額と返礼品価格・経費について

品物の販売代金とその品物を配送するために適した梱包に要する費用の合計をご提示ください。町から金額を指定することはありません。ご提示いただいた金額から寄附金額を設定いたします。

ただし、寄附金額の中で返礼品価格や、送料・手数料等の割合が総務省より内訳が定められておりますのでご提示いただいた金額と品物の性質によっては内容を相談させていただきます。



寄附の募集に際してはインターネット上の寄附受付サイトを利用するため掲載や決済の手数料が発生しますが、それらは町で負担いたします。

返礼品提供事業者

返礼品提供事業者(以下、提供事業者といいます)は前記の要件を満たす返礼品を提供できることのほかに以下の要件をすべて満たし、町長が認定する事業者とします。ただし、すべての要件を満たしていても町が適当でないと判断した場合は認定されないことがあります。

- (1) 事業所にインターネット環境があること
- (2) 宅配便等で寄附者の希望日までに直接返礼品を配送できること
- (3) 業種ごとに必要となる許認可等を取得していること
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員若しくは当該暴力団員と密接な関係を有するものではない事業者であること

町長の認定を受けようとする場合は別途指定する申請用紙を町に提出し認定を受けるものとします。認定を受けた事業者は町がふるさと納税事業の効率的な運営や返礼品の配送管理を行うため返礼品取扱業務を委託している事業者や寄附受付サイト運営事業者(以下、中間事業者等といいます)と契約することとします。

インターネットへの掲載

提供事業者は商品情報(画像、商品説明、PR 情報など)を中間事業者等に提供することで中間事業者等が管理する寄附受付サイトに掲載することができます。

なお、公開に際しては町の承認を得る必要があり、内容によっては情報の追加・修正の依頼や掲載を不許可とする場合があります。

○令和4年11月現在、富士河口湖町が寄附を受け付けているサイトは以下のとおり

ふるさとチョイス	さとふる	ふるぽ
楽天ふるさと納税	ふるなび	ANA のふるさと納税
JAL ふるさと納税	JRE MALL ふるさと納税	ふるさとパレット
au PAY ふるさと納税	G-Call ふるさと納税	ふるさとプレミアム
ふるさと本舗	セゾンのふるさと納税	ふるさと納税百選

※利用準備中のサイトを含む

返礼品提供と精算

寄附受付サイト上で富士河口湖町への寄附が成立すると、メールによる発送依頼または集荷日の通知があるので、提供事業者は返礼品を宅配便等の方法により寄附者へ発送してください。返礼品の納品が完了した翌月に提供事業者へ代金が支払われます。

提供事業者の責務

提供事業者は、以下の事項を遵守してください。

- (1) 前記「返礼品について」(1)～(9)に適合する返礼品のみを提供すること
- (2) 寄附者から配送に関する要望を受けた場合は可能な限り対応すること
- (3) 個人情報保護法及び富士河口湖町個人情報保護条例等関係法令を遵守し個人情報を適切に取り扱うこと
- (4) 返礼品の配送については宅配便やレターパックなど寄附者が受け取った記録が残る方法をとること。また、配送時の温度や取扱い(壊れやすいものなど)についても返礼品ごとにふさわしい方法をとること
- (5) 寄附者からのクレームが発生しないよう最大限の注意を払うこと。万一クレームが発生した場合は誠意をもって対応し、遅滞なく町及び中間事業者等に相談または報告すること
- (6) 返礼品の提供が困難になる事象が発生した場合または配送の大幅な遅延が見込まれる場合は直ちに町及び中間事業者等に相談し、出品停止等の必要な措置を講ずること
- (7) 返礼品の内容(数量・金額等)を変更する場合は事前に町及び中間事業者等に相談すること

上記の事項が遵守されず、かつ改善の取組みがなされなかった場合は、町は返礼品提供事業者としての認定を取消することがあります。

その他

ふるさと納税制度は総務省が定める法令等に則り運用されている制度です。今後新たな法令等が定められた場合は現在の運用とは異なる新たなルール等が適用される場合がありますので、その場合は本資料も変更される場合があります。

ふるさと納税制度全般については[総務省ふるさと納税ポータルサイト](#)をご参照ください。

【富士河口湖町ふるさと納税事務局】

富士河口湖町 政策企画課 ふるさと納税推進室

TEL 0555-72-1129 / FAX 0555-72-0969

電子メール seisaku@town.fujikawaguchiko.lg.jp